

様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係( 農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可 )

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針
被災地域の農地(面積約53.5ha)については、原形復旧に加え、ほ場整備による区画整理(約8.3ha)、農地の集約化を進め、効率的な土地利用と営農の実現を目指す。 浸水被害を免れた栗橋地区、甲子地区では、農林畜産業の振興や地域ぐるみによる耕作放棄地の解消及び産地直売の取組を支援する。 安全・安心なグリーン・ツーリズムの展開による交流人口の活性化を推進する。
農業関係施策の推進に関する方針(農業生産基盤整備等の実施予定等)
被災地域の農地のうち、下荒川地区(約8.3ha)では、農山漁村地域復興基盤総合整備事業(岩手県、H24年度～H27年度予定)の活用により、ほ場整備による区画整理・農地の集約化を図り、座談会等による話し合いを定期的に行い、中核農業者と兼業農家との作業受委託及び共同化を促進する。その他の被災農地についても、他の土地需要との調整を図りつつ、唐丹片岸地区(約4.1ha)では、農地・農業用施設災害復旧事業(岩手県)により、農地として原形復旧することを基本とする。 栗橋地区、甲子地区では、産地直売所の新規設置等と連動した野菜・果樹等の園芸の振興や耕作放棄地を活用したそば等の作付拡大を推進する。 鶴住居地区でグリーン・ツーリズムの拠点施設の整備を検討する。

- (注) (1) 「被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。  
(2) 「農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)
住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、6次産業化による農業振興を図り、農地を確保する。 集団移転跡地の一部を農地として整備するとともに、耕作放棄地の発生抑制を推進し、農地の有効利用を図る。 農業の6次産業化推進と併せ、経営再開マスタープランを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努める。
農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)
被災地域の農地は、農地として復旧・復興することを基本とする。 農用地の利用調整を図り、集落を越えて作業受委託を行える体制づくりを行い、効率的な土地利用の推進を支援する。 佐須地区においては、移転跡地の農地利用を検討する。

復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり。

- (注)(1) 1の の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし。